

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	はしご車分解整備	37:自動車修理	(株)モリタテクノス	19,764,000	平成28年7月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
2	多重波高分析器 買入	28:理化学機器	セイコー・イージーアンド ジー(株)	4,104,000	平成28年7月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	除細動器用電極(ハートスタート用)ほか1点 買入	27:医療用機器	(株)アダチ	10,274,580	平成28年8月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
4	簡易型自動体外式除細動器(ハートスタートFR3)用 バッテリー 買入	27:医療用機器	(株)アダチ	3,304,800	平成28年8月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
5	天王寺区役所加圧給水ポンプユニット修繕-2	19:産業用機器	(株)荏原製作所	1,479,600	平成28年8月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
6	舞洲アリーナ観覧席 修繕	11:家具	ココヨマーケティング(株)	56,376,000	平成28年8月30日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
7	交流無停電電源装置(UPS) 修繕(その2)	19:産業用機器	(株)三社電機製作所	540,000	平成28年9月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
8	はしご車伸縮装置等分解整備	37:自動車修理	(株)モリタテクノス	5,724,000	平成28年9月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
9	下水熱ポテンシャル算出プログラム 買入	26:OA機器・用品	(株)総合設備コンサル タント	2,700,000	平成28年9月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

1

随意契約理由書

1 案件名称

はしご車分解整備

2 契約の相手方

(株)モリタテクノス 西日本営業部

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的としてはしご自動車の安全基準に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は(株)モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記(株)モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は(株)モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6191）

随意契約理由書

1 案件名称 多重波高分析器 買入

2 契約相手方 セイコー・イージーアンドジー株式会社

3 随意契約理由

本機器は、残留放射能検出装置の制御部分に使用するものである。

残留放射能検出装置は食品衛生法に基づく食品中の残留放射能検査および焼却施設の飛灰中の残留放射能検査のために使用し、清涼飲料水等に含まれる放射性セシウムおよび放射性ヨウ素を高感度に測定する精密機器であり、その品質の保証は必須である。また、本装置の制御部分に適合する機器は、当該機器のみである。

品質・安全性が保証された純正部品の入手や販売は製造元であるセイコー・イージーアンドジー株式会社でしか取扱いできないことから、当該機器の購入については、セイコー・イージーアンドジー株式会社との随意契約により買入を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局環境科学研究所 管理課 (電話番号 06-6771-8333)

随意契約理由書

1 案件名称

除細動器用電極（ハートスタート用）ほか1点 買入

2 契約の相手方

株式会社アダチ

3 随意契約理由

今回購入する物品は消防局の救急隊が使用する除細動器（株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン製ハートスタートFR3）及び患者監視装置（株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン製ハートスタートMRx）の消耗品であり、適合する製品は本製品のみである。よって本製品を選定する。

当該製品は株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン製であり、販売元はレールダルメディカルジャパン株式会社である。レールダルメディカルジャパン株式会社は、日本国内の消防機関における株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパンの唯一の医療機器販売代理店である。また、上記業者はレールダルメディカルジャパン株式会社が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急） （電話番号 06-4393-6628）

4

随意契約理由書

1 案件名称

簡易型自動体外式除細動器（ハートスタートFR3）用バッテリー 買入

2 契約の相手方

株式会社 アダチ

3 随意契約理由

今回購入する物品は、消防局が消防庁舎及び消防車両に配備している株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン社製の簡易型自動体外式除細動器「ハートスタートFR3」の電源であり、適合する製品は本製品のみである。よって、本製品を選定する。

当該製品は（株）フィリップスエレクトロニクスジャパン社製であるが、販売元のレールダルメディカルジャパン（株）が日本国内の消防機関における唯一の医療機器販売代理店である。

また、上記業者はレールダルメディカルジャパン（株）が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急指導） （電話番号 06-4393-6628）

5

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺区役所加圧給水ポンプユニット修繕－2

2 契約の相手方

(株)荏原製作所

3 随意契約理由

本修繕は、区役所庁舎各フロアに水を供給する加圧給水ポンプユニットの構成機器である圧力タンクの修繕を行うものである。

当該機器については、(株)荏原製作所が製造・施工したものであり、修繕にあたっては、製造者のみが有する当該機器の構造・機能に関する専門知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

上記の理由により本修繕を実施できるのは、(株)荏原製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所企画総務課（庁舎管理）（電話：06 - 6774 - 9625）

6

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲アリーナ観覧席 修繕

2 契約の相手方

コクヨマーケティング株式会社

3 随意契約理由

舞洲アリーナ観覧席の背面座面本体の規格や、その規格に適合した各クッションや上張り、また背面座面を勘合する機構部のライジングバネなどは、製造業者独自の構造であり、それらの部品等の製作図を含む詳細情報を保持しているのは、製造業者であるコクヨ株式会社だけである。また、製造業者独自の意匠、機構、部品を独自の金型を用いた製造方法で製造していることから、これらの部品等の供給は製造業者のみができるものであり、さらにそれらの部品等の取付作業についても独自の作業要領があることから、舞洲アリーナ観覧席の修繕を行えるのは、契約相手方だけである。

また、通常の観覧席は平らな床の上に設置されるものであるが、舞洲アリーナ観覧席は、建物の構造上床に傾斜がついており、その床の傾斜に合わせて製造・設置されたものであり、舞洲アリーナ観覧席の脚や連結フレームの構造は、製造業者独自の構造となっている。そのため、現状の脚や連結フレームに他の製品を取り付けた場合には、強度の問題など不具合が発生する恐れがある。

以上のことから、動作の確実性や安全性を確保するためには、全体を製品とした責任の一元化を図る必要があることから、製造業者以外の修繕は考えられない。なお、製造業者に修繕させることにより、J I S規格を上回るコクヨ株式会社規格に準じた強度試験を行わせ、修繕した製品に関しては1年間の保証をされるものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
第11条第1項第2号

5 担当部署

港湾局営業推進室開発調整課（電話番号 06-6615-7754）

7

随意契約理由書

- 1 案件名称
交流無停電電源装置（UPS）修繕（その2）
- 2 契約の相手方
㈱三社電機製作所
- 3 随意契約理由
交流無停電電源装置（UPS）は、停電時に電力を供給する装置であり、本契約は東住吉区役所庁舎に設置されている装置の修繕を行うものである。
設置されている装置は㈱三社電機製作所製であり、特有の技術仕様で製作されていることから、修繕に伴う部品の調達や取替作業についても同様の専門知識や技術が求められる。そのため、製造元である㈱三社電機製作所が本契約を履行できる唯一の業者である。
よって、㈱三社電機製作所と契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
東住吉区役所総務課（電話番号 06-4399-9976）

8

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

はしご車伸縮装置等分解整備

2 契約の相手方

(株)モリタテクノス 西日本営業部

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的としてはしご車の安全基準に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は(株)モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記(株)モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は(株)モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6191）

9

随意契約理由書

1 案件名称

下水熱ポテンシャル算出プログラム買入

2 契約相手方

株式会社総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本件は、一年を通じ一定の温度を保つ下水熱の特性を空調等に利用し、省エネ、省 CO2 を実現する、再生可能エネルギーの利用推進を目的とした下水熱ポテンシャルマップの作成を行うために必要となるデータ等（大阪市域において、流量既知点（下水処理場など）の下水流量データから、任意のマンホールにおける下水流量と下水ポテンシャル（利用可能熱量）を計算により算出するプログラム）を買入るものである。

下水熱ポテンシャルマップとは、大阪市域における各所の下水ポテンシャル（利用可能熱量）を下水道台帳電子データ、建物現況データ、都市計画データをGISに取り込み合成した地図上に表示するものであり、当マップを作成するにあたって、大阪市域における下水道台帳電子データ、建物現況データ、都市計画データの情報と、その情報から各所の下水管の推定温度を算出するプログラム（以下、「算出プログラム」という。）が必要となる。

当算出プログラムについては、通常市販されているものではなく、各市町村においては、業務委託等により作成を行っているところであるが、大阪市域におけるデータは既に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の発注により、平成 22 年～平成 25 年度において本件契約相手方により調査及び研究開発されているところであり、他者において同種のプログラムは作成されていないことから、株式会社総合設備コンサルタントを契約相手方とし随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局下水道河川部水環境課（担当者：寺元 TEL 06-6615-7675）